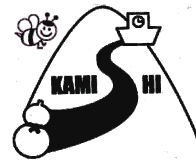


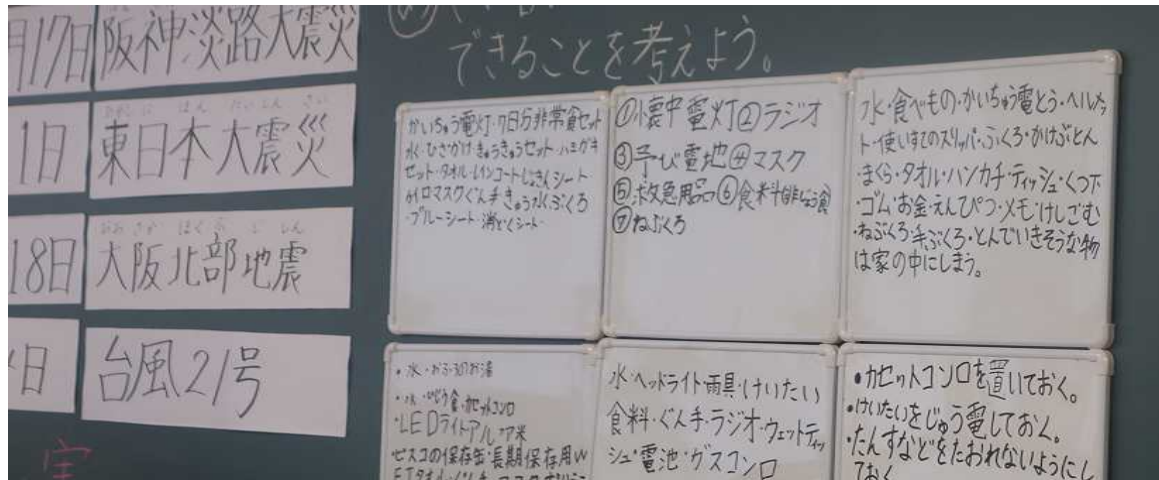
# 校長室便り



四條の風学園上四条小学校

14号 家庭数配付

平成30年10月26日(金)  
校長 林 美予子



4年生は「社会」の時間に「災害に備えてできること」を勉強しました

## 非常変災時（台風・地震等）の対応が一部変わりました

※今回の「非常変災時における学校防災体制」の改定は、平成30年10月9日（火）から運用されています。先日ピンク色のプリントを配付いたしました。これに伴って、平成30年5月付で配付した緑色の「非常変災時の対応」は破棄してください。

### ■変更点

◆東大阪市または隣接5市町（大阪市・八尾市・大東市・生駒市・生駒郡平群町）に震度5弱以上の地震が発生した時（学校は臨時休業となります）

1. 登校前に発生した場合  
○登校させないでください。
2. 登校中、在校中に発生した場合（安全確保を優先して対応に当たります）  
○学校で一時保護します。  
その後屋外の状況に留意し、安全に配慮し帰宅させるか引き続き一時保護します。  
※発災翌日以降の学校再開については、教育委員会から指示がありますので、あらためて連絡します。

◆東大阪市（及び隣接5市町）に震度4以下の地震が発生した時

1. 通常通り授業を行うこととしていますが、被災状況等により臨時休業になる場合もあります

◆東大阪市内（縄手中学校校区内の地域）に避難勧告・避難指示（緊急）が発令された時（学校は臨時休業となります）

1. 午前7時現在、避難勧告・避難指示（緊急）が発令されている場合  
○登校させないでください。
2. 午前7時～8時30分までの間に避難勧告・避難指示（緊急）が発令された場合  
○子どもがまだ在宅の場合は、登校させないでください。  
○子どもが登校中、またはすでに登校している場合は、学校で一時保護します。  
○避難勧告・避難指示（緊急）が解除された場合は、屋外の状況や避難指示・勧告等に留意し、安全に配慮し帰宅させるか、引き続き一時保護します。
3. 午前8時30分以降に避難勧告・避難指示（緊急）が発令された場合  
○子どもは学校で一時保護します。  
○避難勧告・避難指示（緊急）が解除された場合は、屋外の状況や避難指示・勧告等に留意し、安全に配慮し帰宅させるか、引き続き一時保護します。

### ◆その他

- お子さんを学校で待機させ、保護者の迎えを待たせるなどの対応を希望される場合は、日頃からお子さんにしっかり伝えるとともに学校（担任）にも連絡しておいてください。特に、警報が発令されそうなときには、前もって対応の仕方等について確認をお願いいたします。なお、上四条小学校では「余震」の心配がある場合や「不審者の侵入」など「重大な危険」と判断される場合には原則として保護者によるお迎えをお願いしています。
- 上記基準に該当しない場合（注意報のみ発令など）は、原則として平常どおり授業を行います。大規模災害の可能性や被害の状況により、子どもの安全を優先し学校や教育委員会の判断で臨時措置をとることがあります。

■スマイルネットへの加入をお願いします■

## 四條の風学園校区を青パトが走ります



青パト（愛称）「みはるくん」が、東大阪市から縄手上四条校区に贈られました。東大阪を走る27台目の青色パトカーとなります。主に、子どもたちの登下校の時間帯の安全を守るため、巡回していただくこととなります。秋も深まり、暗くなるのが早くなっています。「いかにおすしー人前」とともに17時にはお家に帰ることを今後も呼びかけていきます。